

インターネットバンキングをご利用されるお客さまへのお願い

インターネットバンキングによる預金の不正送金被害や、第三者からの指示に従い金融取引を行った結果、詐欺や不正行為に巻き込まれる事案が発生しており、大きな社会的な問題となっております。

当金庫では、金融犯罪の被害拡大を防止するため、取引の背景や目的等を確認させていただいております。場合によっては、取引をお断りする、警察へ相談させていただく場合があります。

お客さまの大切な資産と安全を守るため、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 適切な利用限度額の設定をお願いいたします

不正送金が発生した場合や金融犯罪に巻き込まれた場合、被害金額が高額となるおそれがあります。利用限度額を引き下げておくことで、被害を最小限に抑えられます。インターネットバンキングの利用限度額は、必要以上に高額に設定せず、ご自身にとって適切な金額を設定してください。

2. 詐欺被害に遭わないために、以下の内容を心掛けてください

- ・ 心当たりのない SMS・メール等は絶対に開かない、記載されたリンクに安易にアクセスしない。
- ・ メールや SMS で安易に個人情報を入力しない。SNS やメールの情報だけを鵜呑みにせず、相手の身元を十分に確認する。また、家族や友人に相談する。
- ・ 事前に正しいウェブサイトの URL をブックマークに登録して、ブックマークからアクセスする。
- ・ フリーソフトなどをインストールする際は、公式サイトからダウンロードする。
- ・ 表示された Web サイトのドメイン名や URL 等を確認する。
- ・ インターネット操作中に警告画面が出た場合、表示された電話番号には絶対に電話をかけない。警告画面を無視して、ブラウザを閉じる。

3. ID・パスワードなどの売買等は犯罪です

犯罪収益移転防止法により、第三者による口座の利用や口座の売買・譲渡・譲受・賃借は禁止されております。第三者による口座の利用や口座の売買・譲渡・賃借を目的としたインターネットバンキングの申込はお断りさせていただきます。

当金庫は、口座の不正な開設・譲渡・利用に対して、金融機関として厳格に対応する方針です。また、下記内容に当てはまるような場合は、警察へ相談させていただきます。

- ・ 第三者からインターネットバンキングの申込を依頼された。
- ・ 「アルバイト」「副業」「代行」などの名目で、口座やインターネットバンキングの契約を依頼された。SNS で知り合った相手から、「お金を送ってほしい」「一時的に振り込んでほしい」と頼まれた。
- ・ 「必ず儲かる」と有名人や投資家から勧められた。
- ・ 直接会ったことがない人からの依頼や指示で申込をしている。

*長期間利用されていないインターネットバンキングが不正利用されることによる被害を防止するために、インターネットバンキングを3年以上ご利用されていない場合は、インターネットバンキング契約を解約させていただくことがあります。



2026年7月1日